

公開プレゼンテーション及びヒアリング 傍聴要領
(東秩父村新庁舎建設設計・監理業務委託に関する公募型プロポーザル)

1 日時

令和5年6月16日(金)、6月17日(土)

【プレゼンテーション及びヒアリング スケジュール】

令和5年 6月16日 (金曜日)	1 番目の発表者	10時から11時
	2 番目の発表者	11時から12時
	休憩	
	3 番目の発表者	13時から14時
	4 番目の発表者	14時から15時
令和5年 6月17日 (土曜日)	5 番目の発表者	10時から11時
	6 番目の発表者	11時から12時
	休憩	
	7 番目の発表者	13時から14時
	8 番目の発表者	14時から15時

※上記スケジュールの時間は多少前後する場合があります。

2 実施会場

東秩父村役場 2階 大会議室

3 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、20人とします。

4 傍聴の申込方法

- (1) 傍聴を希望する方は、6月9日(金曜日)の17時15分までに、傍聴申込書(別紙)に必要事項を記入の上、直接、郵送、FAX、メールのいずれかの方法により、下記の事務局まで提出してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第締め切ります。

【事務局】

東秩父村役場 総務課

所在地 〒355-0393 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634

T E L 0493-82-1221 F A X 0493-82-1562

メール soumu@vill.higashichichibu.saitama.jp

5 傍聴の要件等

- (1) 傍聴は事前申込制とし、参加費については無料です。
- (2) 会場への入室は、プレゼンテーション及びヒアリング開始時間 10 分前から許可し、その他の入室及び退室は、発表者入替及び休憩時をお願いします。
- (3) ご本人確認のため、運転免許証等の身分の確認ができるものをご持参ください。

6 傍聴できない者

傍聴の対象は村民のみとし、以下に掲げる者の傍聴は認めません。

- (1) 村民（東秩父村自治基本条例第 3 条に定める）でない者
- (2) 人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 発表者及び発表者が所属する企業若しくはその関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、プレゼンテーション及びヒアリングを妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認めた者

7 傍聴における遵守事項

公平・公正に実施するため、傍聴する方には以下の遵守をお願いします。

- (1) 会場において、発言しないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙しないこと。
- (3) 声援、拍手その他の方法により、賛否を表明する行為をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音、及び傍聴した内容を SNS 等への投稿をしないこと。
- (5) 発表者や審査委員への接触（声掛け、メモの受け渡し、電話、メール等の情報を伝える行為）をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又はプレゼンテーション及びヒアリングの運営に支障となる行為をしないこと。

8 その他傍聴等に係る事項

- (1) 傍聴人は、傍聴するにあたっては、委員長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が前項に掲げる諸事項を守らない場合は、これを注意し、従わないときは、委員長が退場させます。
- (3) 当日は、事業者の選定に係る審査及び結果の公表は行いませんので、プレゼンテーション及びヒアリングが終了次第、速やかに退室をお願いします。
- (4) 審査結果については、後日村ホームページ上にて公表します。
- (5) 発表する順番及び提案内容は、当日まで非公表となります。
- (6) プレゼンテーションに係る資料等については配布を行わずに、会場で発表者が行う提案をスクリーンでご覧いただく形式となります。